

## 米原市が発注する土木設計業務における資格要件

業務の区分(程度)	業務内容の例示	発注基準	管理技術者	照査技術者
業務A  (高度)	概略・予備設計 事業計画取りまとめ 基本構想・基本設計 重要構造物設計 詳細設計(高度) 橋梁上下部工(高度) 推進工法(高度) 浄水場等の設計(電気機械含む。) 土質地質等の解析業務 など	右欄の技術者が配置可能なこと。	技術士	技術士、技術管理者、RCCMの内1人
			部門指定	部門指定
業務B  (普通)	道路詳細設計(普通) 河川詳細設計(普通) 橋梁上下部工(普通) 河川水路用ゲート 推進工法(普通) 一般構造物設計 上下水道の設計(簡易なポンプ場、流量計含む。) 土質地質等の解析業務(簡易) など	右欄の技術者が配置可能なこと。	技術士、技術管理者、RCCMの内1人	技術士、技術管理者、RCCMの内1人
			部門指定	部門指定
業務C  (簡易)	道路詳細設計(簡易) 河川詳細設計(簡易) 上下水道の設計(簡易) 台帳作成、資料整理的な業務 など	右欄の技術者が配置可能なこと。	技術士、技術管理者、RCCMの内1人	技術士、技術管理者、RCCMの内1人
			部門指定	部門を問わない。

注1)：管理技術者または照査技術者の部門指定は、国土交通省の建設コンサルタント登録規程の各登録部門に限るものとする。

注2)：都市計画および地方計画部門では、上記技術者のほか建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、その登録部門にかかわる業務に関し、一級建築士の免許を受けた後5年以上の実務経験を有する者とする。

注3)：建設環境部門では、上記技術者のほか衛生工学部門で登録した技術士で、かつ計量法による環境計量士(濃度関係)の登録をした者、または応用理学部門(選択科目：物理および化学)で登録した技術士で、かつ計量法による環境計量士(騒音・振動関係)の登録をした者とする。

注4)：業務Aは、難易度により照査技術者の資格を技術士に限定することができるものとする。

注5)：農業農村整備関係については、技術士、技術管理者、RCCMに農業土木技術管理士を加えるものとする。